

European Landscape Conventionにみる 景観への計画意志と特徴

佐々木 葉

正会員 早稲田大学創造理工学部社会環境工学科
〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1, (E-mail:yoh@waseda.jp)

景観法制定後10年を経て日本の景観計画やまちづくりの成果をレビューしようという機運があるが、改めて景観とは何か、景観まちづくりは何を目指すのかといった原点の議論が必要と思われる。その際に2000年に制定されたEuropean Landscape Convention（欧州ランドスケープ条約：ELC）は示唆と刺激を与えてくれる。本小論ではELCの普及啓発を目的とした小冊子を題材に、日本の景観論の立場からみたELCの特徴として、危機感・主体への傾注・変化への認識・革新性・使命感を読み解いた。

キーワード:European Landscape Convention, 欧州ランドスケープ条約, 景観計画, 景観まちづくり,

1. 景観法成立から10年

2004年の景観法成立から10年が経過した。景観行政団体の数は2013年1月時点で568団体であり、2012年9月段階での国土交通省の調査¹⁾によれば、全自治体数1797の30%がすでに景観行政団体となり、18%が今後なる予定とある。成果については、色彩、広告物に一定の進捗が見られたという回答が目をひく。さらに景観形成に取り組んだ結果、住民が誇りをもった、世界遺産登録など対外的ブランドイメージが高まったというアウトカム評価が相対的に高い。その一方で、建築学会編「景観再考」²⁾の本の帯には、「『景観』を私たちの手に取り戻そう！- 景観概念が矮小化されてゆく今日の状況に警鐘を打ち鳴らす。景観概念のさらなる発展に向けて。」とあり、書中では景観に関わる多様なまちづくりの事例が報告されている。あるいは同じく建築学会の2013年年次講演会期間中に開催された都市計画部門研究懇談会では、「景観法10年の検証」と題し、19編の寄稿があった³⁾。両者には、景観法にもとづく景観行政が、建築物の届け出による色彩や高さのコントロールに矮小化されている、という批判的見方が共通する。

こうした情報のみで景観法の成果の評価を論じることはできないものの、適用範囲が広く、地域での自由な使い方ゆだねられた景観法が、結果的には大方のところ、建物の届け出とその色、高さ、意匠のコントロールに終始している様子うかがえる。

さて、著者は複数の仲間とともに、2008年から岐阜

県恵那市の景観計画、景観まちづくりの活動に関わってきた⁴⁻⁸⁾。そこでは「景観計画とは地域の将来ビジョンを可視化したものである」という共通認識のもとで、建物の色彩の議論ではなく、まちや地域での暮らし方をどうして行くかを議論し、空き家の利活用や公共空間の整備、営農支援、交流拠点施設整備活用といった多面的な活動の連鎖的がゆっくりと生まれている。これを成果とするならば、その大きな要因の一つは、やはり景観とは何か、景観計画とはなにかについて、初期の段階で行政担当者とかかり時間をかけて議論したことにあるように思われる。

景観法に景観の定義がないことは、よく指摘される。定義することによって何をすべきかを規定しすぎることの恐れのためと推察される。定義はなくとも第1条には目的が、第2条には基本理念が簡潔に述べられている。この言葉の意味と解釈が具体的適用を前に、各所で深化される必要があるのではないか。景観を専門とするものにとって、景観の多面性は周知の事実である。しかしそれは案外共有されていない。我々景観研究者は、今一度、景観とは何か、なぜそれを計画やデザインという場面で考えなければならないのか、景観施策はどのように進めていかなければならないのか。こうした出発点の議論を、景観法成立から10年を経た今、考える必要があると思う

2. 日本の景観・欧州のランドスケープ

上述の課題意識は、景観法成立後の現状批判という文

脈のみから生まれたものではない。実は、欧州でのランドスケープ条約に触れたことが直接的な刺激となった。怠惰にも知らずにいた、2000年制定のEuropean Landscape Conventionである。2013年5月にパリで開催された国際会議に参加するにあたり、その主催組織UNISCAPEは、European Landscape Conventionを実効させるために生まれたランドスケープに関わる大学の連携組織であり、論文の査読意見でレビューをと指摘された文献にLandscape Conventionが記載されていた。それから少しずつこの条例とそれにまつわる文献をたどっていくと、そこには、Landscape とは何か、なぜそれに積極的に取り組まねばならないかが、しつこく語られていた。日本語の景観をLandscapeと訳すことへの違和感は誰もが持っている。しかし、この条文で示されている定義や概念は、我々が景観と呼ぶものとかかなり近いと感じる。彼らは何を考えているのか。どういった背景がその言説を生んでいるのか。

そこでこの小論では、European Landscape Conventionにおけるlandscapeの概念とそれへの向き合い方を紹介し、今後の日本の景観概念の特徴の吟味につなげることを試みる。具体的には、若者にむけて書かれた小冊子“*We are the Landscape*”を題材として、条例そのものの解説ではなく、何をなぜ伝えようとしているかを考察する。

3. European Landscape Convention とは

(1) 制定の主体と概要

European Landscape Conventionとは、Council of Europe (欧州評議会) によって2000年10月20日にイタリア・フィレンツェにて締結された条約である。これに関しては宮脇勝が近著「ランドスケープと都市デザイン—風景計画のこれから」⁹⁾において、「欧州ランドスケープ条約の定義と風景権」「グローバル・ネットワーク—欧州ランドスケープ条約」等の項目で簡潔にして十分な情報を提供している。European Landscape Convention (以降ELC) は、欧州評議会が数多く規定している条約の一つである。欧州評議会はEC (欧州共同体) とは異なり、戦後の欧州各国の和解を目的として1949年に組織され、人権保護と民主主義のための議論、また欧州文化の多様性を重視した問題解決の議論の場であり、現在47カ国からなる。その成果は各種の条約(convention)として明文化され、それを批准した国々によって協調的に問題解決に取り組もうとしている。ELCはそれ以前に成立した、野生動物保護(1979)、建築遺産保護(1985)、考古学

的遺産保護(1992)、国境領域のコミュニティと行政組織間の協調に関する基本方針(1980)、地方自治憲章(1985)、生物多様性(1992)、世界遺産保全(1972)、意思決定と環境評価に際しての情報へのアクセスと市民参加(1998)、(いずれも名称は意識：括弧内は制定年)に関する条約等と特に関連するものとされている(ELC前文)。つまり、こういった国を超えた協調的な取り組みが不可欠な事項に対する施策や民間の活動を展開させていくために、その概念定義、理念、方針、手続きなどをそれぞれ明文化したものが、欧州条約と理解できる。その対象として、Landscapeが位置づけられた訳である。

ELCは2004年3月に発効し、2012年6月現在で37カ国が調印・批准している。

(2) 条文の構成と関連組織

ELCは、前文と4章18条からなり、その目次を表-1に示す。この条約で提示した目的を果たすための組織として、自治体等の行政組織のネットワークであるRECEP-ENELC(European Network of Local and Regional Authorities for the Implementation of the European Landscape Convention) が2006年に、大学研究機関のネットワークであるUNISCAPEが2008年に、NGOのネットワークであるCIVILSCAPEが2008年にそれぞれ設立され、活動を続けている。

表-1 European landscape Conventionの目次構成

前文	
Chap.1 総則	
第1条 定義	a.Landscape b.Landscape policy c.Landscape quality objectives d.Landscape protection e.landscape management f.Landscape planning
第2条 範囲	
第3条 目的	
Chap.2 国の責務	
第4条 それぞれの責務	
第5条 一般的措置	a.landscapeを法制度に位置づける b.landscapes施策の設立と実施 c.参加の手順の確立 d.各種空間計画にlandscapeを組み込む
第6条 特定措置	A.意識啓発 B.教育と実習 C.特定とアセスメント D.landscapeの質の目標 E.実践
Chap.3 欧州の連携	
第7条 国際施策とプログラム	
第8条 重層的支援と情報交換	
第9条 越境地域のlandscape	
第10条 条例適用後のモニタリング	
第11条 ELC表彰	
Chap.4 終章	
第12条 他機関との関係	第16条 告発
第13条 サイン・批准・発効	第17条 改正
第14条 同意・加盟	第18条 告示
第15条 領域への適用	

4. 既存研究

日本国内では、先に触れた宮脇の著書⁹⁾、およびその一部の詳細であるランドスケープの司法上定義の国際比較に関する論文¹⁰⁾がある。またELCそのものを国土空間計画への示唆という観点から論じているKyungroc YEの論文がある¹¹⁾¹²⁾。しかしそれ以外には見いだせていない。なおELCの背景、内容や意義については、これらの論文において簡潔にまとめられているため、本稿では必要な部分にのみ言及する。

次いで海外論文では、これもきわめて数が多いという訳ではないようだ。被引用件数の多い論文では、直接的にELCを解説したもの¹³⁾、Landscapeの意義を説くもの¹⁴⁾¹⁵⁾、ELCに基づいた実践に必要な方法や考え方、例えば参加のあり方について論じるもの¹⁶⁾、その他個別具体的な場所での計画や調査に関わるもの¹⁷⁾¹⁸⁾がある。

一方、先述したELC実効のためのネットワークは、それぞれ非常に多くの資料をウェブサイト上で提供している。会議の資料や個別の地域のスタディレポート、各国の作成したガイドラインなどであり、その全貌は著者には把握できていない。学術研究対象としてよりも、実践レベルでの活動として、ELCは今現在あるといえよう。

5. “We are the Landscape”

(1) 魅力的な小冊子

ELCに関する3つのネットワークのウェブサイトを見ている間に、ある一冊の魅力的な小冊子に出会った。それが“*We are the Landscape*”であり、全ページをウェブ上で読むことができる¹⁹⁾。

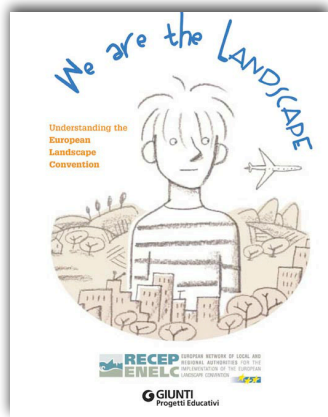


図-1 冊子の中表紙

ELCのハンドブックとして2009年につくられ、RECEP-ENELC から出されている。オリジナルはイタリア語で英訳された。全64ページの冊子は、センスの良いイラストレーションとともに、landscapeとは何か、なぜこれを考えなければならないか、それは貴方たち一人一人の問題なのよ、と若い人や専門家以外の人たちに切々と語りかけている。またこの小冊子の制作について2009年バルセロナで開催されたLandscape and educationに関する国際会議での講演の動画が提供されている²⁰⁾。

http://www.catpaisatge.net/eng/jornades_paisatge_educacio.php#_self

それによれば、この小冊子の制作はELC6条の関心の喚起や教育を定めた項による活動であり、未来のlandscapeの担い手であり意思決定者である若者の関心を喚起することを目的としたという。1万部が印刷され、教育機関等への配布が行われた。若者が興味を持つような表現、ストーリー構成とするため、分かりやすい比喻を用い、映画など彼らが興味をもつ題材を使い、当然若者だけでなく、難しい本や資料を読みたくない人々への効果も意図されている。

このような主旨で作成された冊子の目次構成と、およその内容を表-2にまとめた。また、各項ごとに著者が注目し、解釈した点を付記した。これらをもとにして、以下に日本の景観論者として読み取ったELCの特徴を論じていきたい。

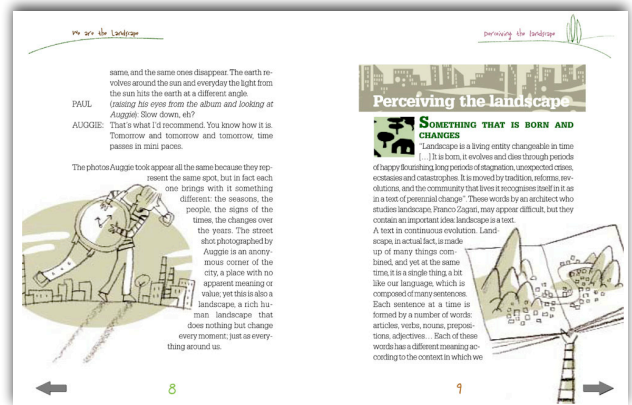
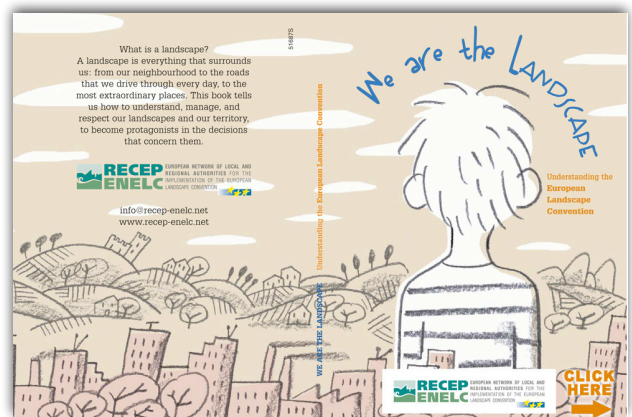


図-2 “We are the Landscape” のカバーと紙面

(2) ELCの計画意志と特徴

“We are the Landscape” から読み解いた、ELCおよびそれを推進しようとしている人たちの意志や考え方の特徴を、危機感、主体への傾注、変化し続けるという認識、革新性、使命感、にまとめた。以降に、適宜小冊子の記述(表-2中の仮番号)やELC本文(条文番号)との対応を()内に示しながら論じていく。

表-2 “We are the Landscape”の目次構成と概要および解釈

版 No	ページ	大見出し・小見出し	概 要	解釈・注目したいこと
	4	Intorduction		
①	4	What is landscape	Landscapeとは身近で大切なものだがよくわからないものである。だから一緒に考えていこうという導入。	身近な眺めの次にすぐ疲弊した景観に言及。次いで常に変化しているものであることを自分の部屋を例にして述べ、また景観は人の気持ち感情に訴えかけるものと続ける。つまり自分との関わりから入る。
②	6	A landscape in 4000 photos	映画「Smoke」から、ニューヨークの同じ場所で撮りつけた写真についての会話を引用。	日常的でありきたりな眺めを重要な対象としていることをまず伝えようとしている。
	9	Perceiving the landscape		
③	9	Something that is born and changes	Landscapeは常に変化しているテキストであり、個別のものおよびその単なる集合ではなく全体である。	テキストであるというのがコンテキストや意味論として説明するのではなく、目についた個々のものだけではLandscapeは成り立たず、多くの要素が集まりその全体としてあることを説明。また、個々の要素は変化していくものであることも。
④	10	A word in the verbe 'perceive'	閑散とした浜辺とにぎわう浜辺ではまるで異なるという例から、単に空間の状態だけでなく音や光の影響を受けて変化してきた。Landscapeは空間認識されたものであると説明。後半では時間とともに変化する主体とLandscapeについて述べ、Landscapeの受け止め方は、国の文化や歴史性時代性に大きく依存するとしている。	現象学的側面を強調し、客観的に存在する環境でなく主体と密接にかかわっていることを説明。だから、人々のwell-beingにつながることを理解させようとしている。また、自分の成長に合わせて感じ方が変わるという身近な例から、世代間、時代間での変化という大きな時間軸で捉える事を促し、Landscapeの議論にお行ける、時代認識という観点に想像を広げさせようとしている。
⑤	13	Landscape, panorama or environment	これまでのlandscapeの議論は美しく価値のあるものを対象としていたが、生態学的な価値観の影響を受けて変化してきた。Landscapeは空間的側面からと主体の感覚との双方から考えなければならず、そこに住む人や訪れる人の目を通した意味や価値としても捉えなければならない。	地中海地域の審美的景観論と北欧での生態学的環境論の統合 融合によって新しいLandscape論を展開しようとしている、という革新的姿勢を印象付けている。
⑥	15	What is landscape?	複数の辞書における定義を示したうえで、より多角的にLandscapeの定義を並列的に述べている。	あえて一つに定義をまとめてしまわずに、複数の観点から定義できることを示し、Landscapeの多面性と多義性を印象づけている。このように多面的で多様だから、みんなに関わるものであり、重要なのだ、という論の論につなげることを意図しているようだ。
⑦	19	Why is lanscape important?	Landscapeはlandという語と同じ起源をもち、地域の特徴を表す遺伝情報とみなせる。また環境指標でもあり、社会やコミュニティの状態を表している。だから、Landscapeは誰に対してもよき生活基盤として求められ、提供されなければならない。	地域と不可分なlandscapeを土地、故郷、アイデンティティとして重要であるとともに、生活環境の指標と位置付けることで、個人と社会のwell-beingを保障するために不可欠な基盤であるとする。よって、だれでもが質の高いLandscapeを求める権利をもち、そのための行動が必要であるという次へつなげていく。
	21	Who defendes landscape?		
⑧	21	A law for Europe	Landscapeを認識し、保全し、マネジメントし、刷新していく必要がある、というヨーロッパにおける現状認識の説明。	Landscapeに積極的に関与していくには、きちんとした制度、条文が必要であり、CEのこれまでの実績や役割との連続性を示す。
⑨	23	The European landscape conevention	ELC誕生の状況とそれが対象とするLandscapeの概念は従前のものよりより広いものである。	南欧と北欧の概念の融合とそこから生まれた革新的、先進的概念によるLandscapeへの関与をしていくという態度が印象づけられる。
⑩	25	Not just a postcard	ELCの条文に示されたLandscapeの定義の文章が示される。	見出しのタイトルのように、単にきれいなものだけを保全するのではない、多面的で多様なアプローチでリードしていく使命感を感じさせる。
⑪	27	Landscape is like air	ELC-5条の解説。人々の生活の基本的な質を担保するという側面について説明。	従来のすぐれたものの保全中心ではなく、大気などの環境質保全への取り組みと同様に日常的、普通の場所の問題を対象としていることをまず述べている。あたり前のものを意識して守っていかなければならないという状況認識、ある種の危機感に基づいていると読み取れる。
⑫	29	Exceptional landscapes and everyday landscape	既に存在する環境への敬意、配慮の必要性。それは特別なものを壊さないというだけでなく、日常の場合も同様である。無関心はlandscapeの悪化を招き、生活基盤の劣化をまねく。それは防がなければならない。	凍結的な保全や保護ではなく、変化していく際の態度や意識を語り、そうした姿勢がないことによる生活基盤の崩壊への警鐘を鳴らしている。
⑬	34	We are all actors	現在あるLandscapeは過去からの変化の蓄積であり、その蓄積は社会的に大きなもので、日常生活のなものである。変化への抵抗力の強弱が地域によって異なり、不用意な人間活動によって価値が喪失する危険がある。	Landscapeは変化し続けるものであるが、その変化を引き起こしているのは自分たちであるという当事者意識を伝えようとしている。自らがLandscapeのアイデンティティを脅かしているかもしれないということを暗に伝えようとしているようにも読める。
⑭	36	Many stories, many protagonists	多くの多様な主体の活動からなるLandscapeを眺めることで、その状態や意味を理解することができ、またその読みとられた意味は共有される。だからLandscapeの保護や創造者としての訳を人々が担うことができる。	landscapeを作る立場と観察する立場という二面性を私たちは持っており、それゆえに、保全と創造の担い手になる、という主体性を強調する。
⑮	39	The rules of te game	Protect, Manage, Planの3つがELCの基本方針であり、これはゲームのルール同様、多様な活動を行うに必須のものであるとして、それぞれの概念の説明、条文が示される。	意図的に、強い意志をもって、Landscapeに働きかけていくのだ、という使命感と、ダイナミックさ。
⑯	43	Building the future	凍結保存ではなく変化し続けるものとしての目標を描く必要がある。一方現代は人々の移動が拡大し、開発が突発的に起こる。よって場所に調和した新しいLandscapeをつくるという意識が必要である。	放っておいては、あるいは、ナイーブな関わり方では現代ではLandscapeは守れない、改善できないという時代認識。
⑰	44	Landscape quality	Landscapeの質を判断するには、まず自分たちの領域となるLandscapeを特定し、次いでその特徴を分析する必要がある。その後対応方法が検討されるが、それは社会、経済、環境に対するニーズのバランスから決定されるべきで、それは地域に生活する人々によらなければならない。	質が空間的広がり、テリトリーとその成立過程から理解される特徴によって、規定できるとする点。空間と時間、そこで活動という側面から評価しようとするので、その地域の住民によってなされるべき、という論理展開。
⑱	46	How do we participate?	ELC-5条。行政機関から住民ひとりひとりですべてが参画する必要がある。意思決定には、対象に応じて関係主体が誰となるかを吟味し、国家的価値があるものは個人を含め国家が担当しなければならない。	参加の重要性をただ指摘するのではなく、戦略的な参加やなぜ参加が必要かを端的に指摘。やみくもな参加でもなく、参加礼賛でもなく。
⑲	49	Conclusions	Landscapeは理解するだけでなく直接関与する対象である。なぜなら自らの生活の舞台であり、未来を決定するものであるから。自分の帰属する場所を意識して自らつくらなければならないという時代に生きていることを認識する必要がある。	一人一人が意識的に取り組まなければ問題は解決できないという時代認識。社会をささえる強い市民の育成という、バナーナリズムとは対照的なスタンスと考えてよいか。
コ ラ ム	26	The Council of Europe	欧州会議の説明	
	32-33	The Eurpean network for the implementaion of the European Landscape Conventinon	ELCを実効させるための自治体や大学、専門家の連携組織の説明	
	38	Strong, usefull and beautiful	ウィトルウィウスの用・強・美の概念	
	45	Sustainable development	持続可能な開発の概念説明とヨーロッパにおける位置づけ	
	48	Principle of subsidierty	基礎自治体に権限を次々と移譲していくというヨーロッパ社会の方針	
	50-59	European Landscape Convention	条文一式	
付 録	60-63	I don't feel like reading! I'll watsh a film	landscapeを考えるためにおすすめの映画	
	64	Bibliography/Sitegraphy	参考文献・ウェブサイト	

a) 危機感

ヨーロッパという文明と文化の先進地域のlandscapeが壊れていくことへの危機感が、まず最初にある。それは貴重な歴史文化遺産の危機よりも、日常的な生活風景の変質であり、スラム化やバンダリズムがはびこる地域の出現と増大への危機感である。それらを放置しておくことは社会問題を招き社会的コストも増大させる。そういった認識が当然のことながら背景としてあるはずである。ELCが対象とする地域は人々が住んでいるすべての場所であり、都市と田園、劣化した場所と高質な場所、美しいと注目される場所と日常的な場所（ELC前文）とされているが、小冊子ではまず、一般的に価値が理解されやすいlandscapeではなく、日常的なもの、そしてすぐ次にそれが衰えた状態にあるものに言及してイントロダクションを構成している（①）。これは、人々が無関心になりがちであるが一番重要な社会問題が潜む場所への対応が迫られているという危機感の現れではないだろうか（⑫）。

また、グローバリゼーションや開発対象地の拡大、人々の移動距離の拡大によって、開発の突発性、恣意性、よそ者性による影響への懸念が読み取られる（⑬）。長い時間のなかで蓄積されてきた欧州の歴史的連続性が断ち切られることへの危機感と言えよう。アメリカや新興国と比較して明快で安定していたはずの欧州各国のアイデンティティの喪失は、文化遺産のような秀でた資源の損傷によってではなく、むしろ日常的な暮らしの蓄積のなかに潜んでいたGenetic code of areaの崩壊の危機によって進んできていることが、強調されている（⑭）。

b) 主体への傾注

No people, no landscape. 小冊子紹介の講演³⁰でも使われていたこのフレーズは、我々日本人が感じる以上に彼らにとって重要で新しい意味を持っているのではないかと。ELCにおけるLandscapeの定義、- Landscape means an area, as perceived by people, whose character is the result of the action and interaction of natural and/or human factors (ELC 1条-a)-にある、人々に知覚されたものとしての、という点である。従前のlandscapeの定義や概念をきちんとレビューする必要があるが、地理学的概念あるいは造園デザインの対象としての概念で語られることが多かったと思われる。つまり、より空間的であった。それに対して、人によって知覚されたものという現象学的なスタンスが随所で強調されている（⑮⑯⑰⑱）。

「景観とは人をとりまく環境の眺めである」という中村良夫の定義で育った我々にとっては、あたり前とも思えるが、なぜ彼らが人に傾注し、結果的にlandscapeの概念をより複雑で多義的にしなければならなかったのか

を考えてみる必要がある。

その理由をこの小冊子の物語的展開から読み説いてみる。landscapeとは人=貴方によって知覚されたものである。だから貴方が当事者である、貴方の生活そのものの問題なのである、貴方が参加して意思決定しなければならない、という論理展開が繰り返し登場する（①④⑦⑬⑭⑰⑱）。つまり、この人への傾注は、学術的な関心に基づいて現象学や知覚心理学への融合を目指したが故ではないのかもしれない。この点は今後更なる吟味が必要であるが、主体へのフォーカスとその強調は一つの大きな特徴と考えられる。

c) 変化し続けるという認識

例えば歴史文化遺産の保護保全においても、オーセンティシティを重視し、オリジナルの状態を堅持する考え方から、時間的蓄積の過程を明確にした現状の保全へと、守るという概念が幅広くなっている。ELCにおけるlandscapeに対する働きかけは、protection, management, planningの三点セットとして示されている（ELC前文および1条b）。この3つの概念の設定の仕方自体やその意味は、日本の景観計画と対照させながら方法論として議論することも興味深いだろう。しかしここでは、むしろこうした3つの手段によって働きかけようとしているlandscapeそのものが、固定的、永続的なものではなく、常に変化しているものであるという認識に注目したい。

直接的にはlandscapeは凍結保存ということはありません。最終目標も動的なものとして設定し、過去から引き継いできた質を継承しつつ多様性を確保したものを目指すべきであるという記述がある（⑲）。こうした手当の方法としてだけでなく、そもそもlandscapeは変化しているという認識が随所で語られる。その変化は、部屋の家具や品々が入れ替わっていくような変化（①）、ニューヨークの街角の一見同じに見える写真（②）、自分の成長にともなう感じ方の変化から世代間の変化（④）と多面的に語られている。なぜなのだろうか。

それは、現在あるlandscapeは過去からの蓄積、様々な行為つまり変化の積み重ねである。だから、今の貴方の行為もlandscapeを変化させる。だから貴方はlandscapeをつくっていく担い手、役者である。そういった論理展開と関係があるのではないかと（⑳）。

またその変化とは、海流のような大きく静かな動き、つまり社会的変化や大規模開発と、海面の波のようなより顕著で様々な動き、つまり人々の日常生活がある。これらいずれもの変化に無頓着であると我々のlandscapeの質やアイデンティティは危機にさらされていく。変化というアクションの主体でありその影響を受ける主体という二面性をもつ主体、つまりそこに生きる人々がlandscapeの保護、マネジメント、プランニングの主体に

なる(14)。

こうしたロジックは、landscapeが所与の固定的なものであるという認識からは展開できない。やはりここでも、当事者意識を喚起するという意思がよみとられる。

d) 革新性

EUにせよ欧州会議にせよ、ヨーロッパはその連携において、構成国や地域の多様性の保持をきわめて重視している。むしろ多様性を保持するために連携し、多様性を奪う力に協調して対抗しようとしている。小冊子ではELCのlandscapeの定義に至る部分に、南欧の概念と北欧の概念の出会いが新しい概念を生んだ、というストーリーが挿入されていることに、興味を覚えた(5⑨)。審美的価値の保全を重視してきた南欧と、より環境コンシヤスな価値の重要性を説いている北欧。この両者を統合するだけでなくさらに深化させた新たなlandscapeという概念をELCは創造したのだ。そういった革新性に対するプライドのようなものが伺える。なおlandscape ecologyという語は小冊子にもELCにも見られない。なぜなのだろう。landscape ecologyは、それを知覚する主体という概念が排除されたものだからかもしれない。

審美的つまりpostcard的、panorama的、また歴史文化保全を想定するlandscapeと、空気や水、生き物、パブリックスペースやコミュニティ、さらに経済的な保証といった環境質としてのlandscape。大きくはこの二つの流れを統合し、多次元な価値観のバランスと統合によってもたらされる個人と社会のwell-beingを目指したlandscape概念を構築する。そしてこれをすでに欧州において共通目標とされているsustainable developmentの実現のために有効な新たなアプローチとして位置づけている。そういった、関連する戦略との関係性において新しい道筋を拓いた(ELC前文)という革新性に興味を覚えた。

e) 使命感

最後の使命感は、そもそもこの若者向けの小冊子に、これほどまでに切々と、landscapeとは何か、なぜ必要か、君とどう関わるのか、何が大切か、ということを説いている、そのこと自体から直接的に感じられる。ELCに関する活動とドキュメントの多彩さからももちろんそれは伝わってくる。他の条約に関する活動との比較ができていないなかでこの印象をELCに帰すものとするべきではないが、単純な印象として、方法論やシステムや統計にはなく、そもそもの理念、概念にかけるエネルギーに感心させられた。そこに通底するのは、人々の日常のwell-beingをこの変化していく社会のなかでしっかりと保証していかなければならない、という使命感である。地域活性化というような曖昧な目標表記とは、そのベクトルも真剣さも異なるといえよう。

6. “Keikan” は世界に発信できるか

2013年5月のパリのUNISCAPE主催の会議では、恵那市での景観まちづくりの取り組みや、ゆるキャラなどによって地域アイデンティティを語ろうとする日本のまちづくりの現状と問題意識を提供した。日本における“keikan”はELCにおけるlandscapeの定義と近いと感じながらも、はっきりとこれが日本における“keikan”の特質であるということを示し得なかった。それは、言葉の壁は別として、そもそも景観まちづくりと称している一連の総合的な活動の信条や理念が、未だ十分言語化できていないからではなかろうか。もちろん単なる美化や修景ではなく、まちや地域が好ましい状態になるような総合的な取り組みを視覚的な側面から考えていくこと、程度には考えている。しかしそれはELCの切々たる概念理念の論理展開に比すれば、あまりに稚拙である。

一方“machizukuri”が時にそのまま海外の論文に登場することがある。例えばWeb of scienceの検索では19件がヒットした。これに対して“keikan”の検索では1件があり、景観と風景の語としてのイメージや概念を比較するものであった²¹⁾。この論文によればより多義的で多くの概念を包括できる“fukei”の方がよいのかもしれないが、いずれにしても日本で蓄積されてきた景観の観点からの計画や設計、あるいはその基礎となる研究の特質を今一度概念レベル、思想レベルで見つめる必要があるのではないか。時代や分野によって好ましい語を選択し²²⁾、あるいはその解釈をかえて蓄積されたものは何であるか。ELCのlandscapeへの革新的で使命感にあふれた堂々たる言説は、その際のよき刺激として参照したい。

本論文は日本学術振興会科学研究補助金JSPS KAKEN Grant Number 23360229の補助を受けたものである。

参考文献

- 1) 国土交通省：景観形成の取組に関する調査（景観法の活用状況 平成23年9月1日時点）地方公共団体アンケート調査 <http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/keikanhoukatuyouiko.html>
- 2) 日本建築学会編：景観再考- 景観からのゆたかな人間環境づくり宣言、鹿島出版会、2013.8
- 3) 日本建築学会 都市計画委員会：景観法 10 年の検証 一市町村景観行政の課題と展望一、2013年度日本建築学会大会（北海道）都市計画部門研究懇談会資料、2013.8
- 4) Yoh Sasaki, Tomohide Okada: *Visualization of Regional Landscape Planning*, Conference book of ‘Landscape & Imagination’ UNISCAP pp. 681-686, 2013.5
- 5) 佐々木葉・長谷川智也：地域景観認識の表現媒体としての絵図 -岐阜県恵那市での試みから-、土木学会景観・デザイン研究講演集 No.6, 2010.12
- 6) 佐々木葉・井下田渉：地方都市における個別建物更新のメカニズムと景観まちづくり- 個々の住民の暮らしの総

体的方向性のマネジメントと町並の位置づけー, 土木計画学研究講演集 Vol. 45, CD-Rom, 2012. 6

- 7) 馬上和祥・横内憲久・岡田智秀・川島正嵩:農村地域における持続可能な景観まちづくりに関する研究ー岩村町富田 地区の景観まちづくり過程を通じてー, 土木学会土木計画 学研究・講演集 vol. 43, CD-Rom, 2011. 6
- 8) 佐々木葉・岡田智秀: ヴィジョン・ドローイングとしての景観計画, 上記3)に収録 pp. 31-32
- 9) 宮脇勝: ランドスケープと都市デザインー風景計画のこれから, 朝倉書店, 2013
- 10) 宮脇勝: 欧州ランドスケープ条約ELCの成立前後にみる「ランドスケープ」の司法上の定義に関する研究ー欧州ランドスケープ条約, 憲法, 法律の定義の比較分析-, 日本都市計画学会 都市計画論文集, Vol. 46, No. 3, pp. 205-210, 2011
- 11) Kyungrock YE: ヨーロッパの空間発展政策における欧州ランドスケープ条約の役割, 東アジア及び日本における国土空間計画への示唆点に着目して, 日本都市計画学会 都市計画論文集, Vol. 44-2, pp. 41-48, 2009
- 12) Kyungrock YE: 欧州ランドスケープ条約の社会的意義とランドスケープの定義, 日本都市計画学会 都市計画報告集 No. 9, pp. 48-51, 2010
- 13) Dejeant-Pons, Maguelonne: *The European Landscape Convention*, LANDSCAPE RESEARCH, Vol. 31, No. 4, 10th International Conference Cultural Landscapes in the 21st Century, pp. 363-384, 2005
- 14) Antrop, M: *Why landscapes of the past are important for the future*, LANDSCAPE AND URBAN PLANNING, Vol. 70, No. 1-2, pp. 21-34, 2005
- 15) Olwig, Kenneth R. : *The practice of landscape 'Conventions' and the just landscape: The case of the European Landscape Convention*, LANDSCAPE RESEARCH, Vol. 32. No. 5, pp. 613-633, 2007
- 16) Jones, Michael: *The European Landscape Convention and the question of public participation*, LANDSCAPE RESEARCH, Vol. 32, No. 5, pp. 613-633, 2007
- 17) Van Eetvelde, Veerle Antrop, Marc: *A stepwise multi-scaled landscape typology and characterisation for trans-regional integration, applied on the federal state of Belgium*, LANDSCAPE AND URBAN PLANNING, Vol. 91, No. 3, pp. 160-170, 2009
- 18) Sevenant, Marjanne Antrop, Marc: *Transdisciplinary landscape planning: Does the public have aspirations? Experiences from a case study in Ghent (Flanders, Belgium)*, LANDUSE POLICY, Vol. 27, No. 2, pp. 373-386, 2010
- 19) Sara Di Maio and Cecilia Berengo: *We are the Landscape - Understanding the European Landscape Convention*, 2009, Online version of RECEP-ENELC handbook on the European Landscape Convention, <http://www.recepenc.net/pageImg.php?idCont=1264&idSez=19&idlink=58&lang=en>
- 20) Tomaso ZanaicaによるWe are the Landscapeに関する国際会議での講演録
- 21) Katrin Gehring, Ryo Kohsaka: *'Landscape' in the Japanese Language: Conceptual Differences and Implications for Landscape Research*, LANDSCAPE RESEARCH, Vol. 32, No. 2, pp. 273-283, 2007
- 22) 佐々木葉: 現代における風景への視座, 日本福祉大学情報社会科学論集, Vol. 2, pp. 73-79, 1998